最終更新日：2015年6月29日

住石ホールディングス株式会社

代表取締役社長　長崎　駒樹
問合せ先：取締役専務執行役員　谷口　信一
証券コード：1514
http://www.sumiseki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、純粋持株会社として、グループ全体と事業子会社の経営を分離して、それぞれの権限と責任の明確化を図っております。
　また、監査役制度を採用し、取締役会につきましては少数（5名）の取締役により経営環境の変化に迅速に対応する体制を整備し、社外取締役と監査役、内部監査部門の連携を図ることにより、監督機能の強化を図っております。
　なお、リスクマネジメントやコンプライアンスについては、体制作りと周知徹底を図っており、今後とも当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題のひとつとして、その充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社三井住友銀行	1,323,720	2.25
松井証券株式会社	1,149,100	1.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,108,800	1.88
日本証券金融株式会社	930,343	1.58
三井住友カード株式会社	855,900	1.45
株式会社日本総合研究所	835,900	1.42
株式会社セディナ	823,100	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	752,900	1.28
日本電気株式会社	654,800	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口６）	653,900	1.11

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉱業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐久間博	他の会社の出身者					△						
鎭西俊一	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐久間博	○	平成10年6月まで当社の主要な借入先である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。	経営全般にわたる豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、選任しております。また、同氏は過去に当社の主要な借入先三井住友銀行の業務執行者であったものの、同行を退職してからすでに相当の期間が経過しており、同氏の判断に同行の意向が影響することはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として指定いたしました。
鎭西俊一	○	顧問弁護士	弁護士として独立した立場から、当社の経営に対してその豊富な専門知識、経験を反映していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、関連会社、主要な取引先の出身者等ではなく、顧問弁護士としての取引はあるものの、その報酬は多額ではないため、独立性は確保されていると考え、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に監査実施計画等についてディスカッションを行うとともに、監査実施計画等について報告会を行っております。
また、監査役は、内部監査部門である監査室と連携して、監査を実施し、随時情報、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柿本省三	他の会社の出身者													
茶谷瑛一	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柿本省三		公認会計士	公認会計士、税理士及び経営コンサルタントとして専門的な知識と豊富な経験を有していることから選任しております。
茶谷瑛一		平成12年7月まで当社の主要な借入先である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。	経営者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有していることから選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成21年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、取締役の報酬限度額は、賞与も含めて年額1億8千万円以内と決議いただいており、その範囲内で報酬等の額を決定しております。また、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値の向上に対する経営責任を明確にするため取締役に対し、前記の報酬限度額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについて、平成26年6月27日開催の第6期定時株主総会においてご承認いただきました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社及び子会社の取締役、執行役員並びに当社監査役の報酬と企業価値を反映した株価の連動性を高めることによって、当社の連結及び個別業績への貢献意欲をより高め、会社業績に対する経営責任を明確にするとともに、株主との価値共有を進め企業価値の増大を図ることを目的として、株式報酬型ストックオプションを付与するものです。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び事業報告において、取締役、社外取締役、監査役、社外監査役毎の報酬の総額を開示しております。
なお、平成26年度に支給した取締役の報酬額は賞与も含め54百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、定款において、株主総会の決議によって定めることとしております。

1. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、賞与も含めて年額1億8千万円以内と決議いただいており、その報酬限度額の範囲内で決定しております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、賞与も含めて年額4千8百万円以内と決議いただいており、その報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

3. 役員退職慰労金制度はありません。

4. なお、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値の向上に対する経営責任を明確にするため、取締役及び監査役に対し、前記の報酬限度額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについて、平成26年6月27日開催の第6期定時株主総会においてご承認いただきました。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

必要に応じ、取締役等から会社業務等についての説明を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、社外取締役2名を含む5名で構成され、原則月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。
取締役会においては、法令・定款に定められた事項、経営に関する重要事項について審議するとともに、業務執行状況の報告を行っております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、内部監査部門である監査室と連携して、監査を行っております。また、監査役は会計監査人と定期的に監査実施計画等についてディスカッションを行うとともに、監査実施計画等について報告会を行っております。

会計監査につきましては、三優監査法人を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役の選任により、経営の客観性とともに意思決定の妥当性の確保に努めていること、また、監査役は財務会計に関する知見を有する者等により構成されており、各々の専門知識や経験等を活かして当社の経営に対して助言、チェックを頂いていることなどから、現状の体制によって経営に対する監督が有効に機能しているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日3週間前に招集通知（事業報告を含む）を発送しております。
その他	当社ホームページに招集通知、決議のお知らせを掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報その他の適時開示資料	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1） 当社及び子会社の取締役は、取締役会による職務執行の適正な監督のため、定期的に又は必要に応じて職務執行の状況を取締役会に報告する。
（2） 当社及び子会社の取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、職務執行に係る情報について、法令、社内規程に従い、保存を行うとともに適正に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1） リスク管理に関する社内規程に従い、担当部署が所管業務に関する当社グループ全体のリスクへの対応を主導的に実施するとともに、組織横断的なリスクについては取締役会等で適宜審議し、適切に対応する。
（2） 当社グループ全体の経営上の重要なリスクについては、取締役会等において、リスクの顕在化の防止に努めるとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
（3） リスク管理体制の有効性については、内部監査組織である監査室が定期的に又は必要に応じて当社グループ全体の監査を行う。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1） 取締役会は、原則として月1回又は必要に応じて随時開催する。また、取締役会付議事項を含む当社グループ全体の経営の重要事項については、当社及び子会社の取締役及び執行役員が出席する業績会議、その他の会議体において適宜報告・審議するなど、効率的な業務運営に努める。
（2） 当社及び子会社の取締役会の決定に基づく職務執行については、それぞれ代表取締役、業務担当取締役及び執行役員が適切かつ迅速に執行する。

5. 当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1） 当社及び子会社の取締役は、社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確化するとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
（2） 監査室は、当社グループ全体の法令及び定款遵守の状況、その他従業員の職務執行の状況について、定期的に又は必要に応じて監査するとともに、その結果を取締役会等に報告し、所要の改善を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1） 取締役は、当社グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を示し、その達成に向け、当社グループを挙げて取り組む。
（2） 取締役は、当社グループ会社取締役との意見交換を定期的に開催し、当社グループにおける経営課題の共有と解決に努める。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1） 必要に応じて監査役の業務補助のためスタッフを置くこととし、その人事については、監査役会の同意を得るものとする。監査役の業務補助を命ぜられたスタッフは、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。
（2） 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員は、経営上の重要なリスク等を発見したときは、監査役に報告する。また、監査役の求める事項について、いつでも、必要な報告を行うものとする。
（3） 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員が、前項に係る報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
（4） 監査役が職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
（5） 取締役は、会計監査人及び監査室が監査役に報告をするための体制その他監査役監査の実行性を確保する体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力排除に向けて、警察当局・顧問弁護士等とも連携し、組織的に対応することとしております。

反社会的排除に向けた整備状況
当社はコンプライアンス規程において、反社会的行為に対する対処を含めた行動指針を定めており、教育と啓蒙を通じ社員全員に周知徹底を図っております。
また、総務部を対応部署として、警察当局・顧問弁護士等との連携を図り、事案に応じて対応することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

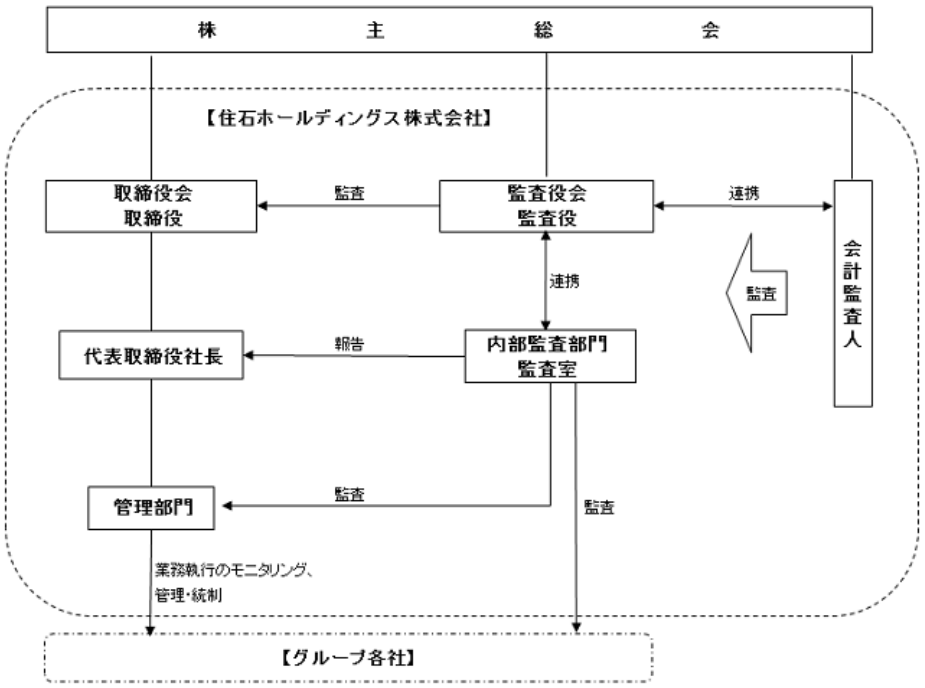
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制に関する模式図

